

MI C E 誘致促進事業補助金交付要領

1 趣旨

この要領は、MI C E 誘致促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第 10 の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

2 交付申請

- (1) 要綱第 6 第 1 項に規定する MI C E 誘致促進事業補助金交付申請書は、様式第 1 号によるものとする。
- (2) 要綱第 6 第 2 項に規定する収入支出予算書は、様式第 1 号の 1 によるものとする。
- (3) 要綱第 6 第 2 項に規定するその他必要と認められる書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 補助事業の概要がわかる書類（開催要項等）
 - イ 市町村等からの助成内容が分かる書類（交付申請書等）
 - ウ 申請団体の定款、規約及び役員、構成団体（者）名簿等
 - エ 確認書（様式第 1 号の 2）
 - オ その他必要と認められる書類

3 事前着手

- (1) 要綱第 7 第 1 項に規定する MI C E 誘致促進事業補助金事前計画書は、様式第 2 号によるものとする。
- (2) 要綱第 7 第 1 項に規定するその他必要と認められる書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 収入支出予算書（様式第 1 号の 1）
 - イ 補助事業の概要がわかる書類（開催要項等）
 - ウ 申請団体の定款、規約及び役員、構成団体（者）名簿等
 - エ その他必要と認められる書類
- (3) 要綱第 7 第 3 項に規定する MI C E 誘致促進事業補助金事前着手届は、様式第 3 号によるものとする。

4 実績報告

- (1) 要綱第 8 第 1 項に規定する MI C E 誘致促進事業補助金実績報告書は、様式第 4 号によるものとする。
- (2) 要綱第 8 第 2 項に規定する収入支出決算（見込み）書は、様式第 4 号の 1 によるものとする。
- (3) 要綱第 8 第 2 項に規定するその他必要と認める書類は、次に掲げるものとする。
 - ア 補助事業の完了及び実施状況が分かる書類（報告書等）、写真
 - イ 市町村等からの助成が確定したことが分かる書類（確定通知等）
 - ウ その他必要と認められる書類

5 完了検査

要綱第 8 の規定による実績報告書の提出が補助事業者からあったときは、知事は、完了検査職員を指定し、次に掲げる書類調査を行うとともに、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- (1) 実績報告書等提出書類
- (2) 会計処理簿
- (3) 契約関係書類
- (4) 支払関係書類
- (5) その他必要と認められる書類

6 交付請求

要綱第9に規定するMICE誘致促進事業補助金交付請求書は、様式第5号によるものとする。

7 申請書等の様式

要綱第10に規定する申請書等の様式は、本要領に定めるほか、次に掲げる区分に従い定める様式によるものとする。

- (1) 要綱第5第1号に規定する補助事業変更及び第2号に規定する補助事業中止・廃止
MICE誘致促進事業変更（中止・廃止）承認申請書（別記様式第6号）
- (2) 要綱第5第3号に規定する補助事業期間の延長
MICE誘致促進事業完了期限延長承認申請書（別記様式第7号）

8 書類の提出

補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号）及び要綱による書類の提出については、電子情報処理組織を使用する方法やその他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができる。

附 則

この要領は、令和元年6月12日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月20日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月28日から適用する。